

会議の名称	懲罰特別委員会	開催月日・令和4年9月22日 開会時間・午前・午後0時19分 閉会時間・午前・午後0時39分
出席者	原 一郎 藤川 貴雄 南谷 清司 毛利 廣次 川柳 雅裕 野口 佳宏 花村 隆 近藤 伸二	
欠席者		
オブザーバー	議長 南谷 佳寛 副議長 後藤 國弘	
傍聴者	堀 隆和 糟谷 玲子	
説明のために出席した者	堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村同課主任	
協議事項	<input type="radio"/> 山田紘治君に対する懲罰について <input type="radio"/> その他	

【開会＝午後0時19分】

原委員長

では、ただいまから懲罰特別委員会を開会いたします。  
本日の委員会の傍聴の申し出があり、委員長においてこれを許可したいと思えます。また会議録についても、他の委員会と同様に公開いたしたいと思えます。よろしく願いいたします。  
本日の審議事項は、山田紘治さんに対する懲罰についてであります。提案者からの説明は、さきの本会議で行われておりますが、委員会において説明を求めますでしょうか。

（「はい、お願いします。」と呼ぶものあり）

原委員長

では提案者からの説明を求めます。

野口委員

先般本会議場で配布をさせていただきました懲罰動議の提案理由の書類にある通りであります。議員山田紘治君は令和4年9月13日の羽島市議会本会議一般質問における次期ごみ処理施設整備事業についての2番でございます。ごみ処理施設整備事業の市長の見解についての質問中、羽島市議会会議規則第61条に規定される市の一般事務には該当しない個人的な質問を行った。また、議長から再三の注意を受けたにもかかわらず個人的な質問を繰り返し、さらには議長の議事進行に異を唱えるなど円滑な議事進行を妨げ、議会の品位をおとしめたというものでございます。以上です。

原委員長

提案説明に対する質疑がありましたらご発言願います。

近藤委員

ごみ処理施設の関係全般の質問なんですけれども、岐阜羽島施設組合のことであり、一般事務に該当しないというような発言なんですけれども、再三最近そういう発言されているんですけども、簡単な例を言いますと、私どもごみ処理特別委員会あるんですよ、ごみ処理特別委員会というのが、それは例えば都市計画決定の異動とか、それから新しいごみ処理施設の建設内容、それからスケジュール、そういったものが発表されたりなんかして、そういったことが、特別委員会で自由に質問できるんですよ。最近の傾向を見ていると、本会議でやっちゃいけないよと、一般事務に該当しないよという発言が事務方からも来ますけど、これは私大変クエスチョンで、何ををもって一般事務に該当しないかっていうことは大変理解に苦しむというか、片や本

	<p>会議とは別に議長が委員長で特別委員会を設置、それから他にも特別委員会いろいろありますけれども、本来、我々本会議です、いくら組合の仕事であってもですね、質問できると、それから組合では議長経験者おみえになりますけど、我々も組合行って、その場で質問したり意見を述べますけれども、当然それは議会の代表として行っておりますけれども、この辺でもう一度野口委員の見解をお尋ねしたいんですけど、61条に規定された一般事務ということで、該当しないということですけども、ごみ処理施設ってこれ一般質問してはいかんのですかこれ。全般的な話で、まずお聞きします。</p>
野口委員	<p>山田議員の個人的な質問は一般事務に当たらないんじゃないですか。</p>
近藤委員	<p>個人的なことも言われましたけど、その前段階でもごみのことは言われましたので、今までの流れとして一般事務に該当しないと頻繁に言われていますけども、これ、質問できないですか議員は、ごみのことは、明快な回答ください。</p>
野口委員	<p>明快な回答をさせていただきます。議長が一般事務ではないことなので別の質問してくださいということを議事進行で言われていますから。</p>
近藤委員	<p>もう1回確認しますけども、特別委員会では何でも質問しますよね、本会議はそういう同じ質問したらあかんのですかこれ。</p>
南谷清司委員	<p>市の一般事務について議論されますか、この懲罰委員会で。</p>
原委員長	<p>他に質疑ある方いますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
原委員長	<p>質疑を終わります。</p> <p>山田紘治さんに対し、懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうか、また懲罰を科すとすれば、地方自治法第135条に定めるいずれかの懲罰を科すべきか協議を願います。では、1人ずつ話してもらいますので、毛利委員からお願いします。</p>
毛利委員	<p>やはりこれも弁明を聞いてからということで判断したいと思えます。</p>

原委員長	懲罰を科すかどうかも。
毛利委員	はい。
野口委員	提出者なので、懲罰を科していただきたいと思いますが、弁明をお聞きしたい。
花村委員	一般事務には該当しない個人的な質問を行ったという動議文でありますけど、市長の見解を尋ねることであって、市長は公人でありますので、尋ねることは差し支えないと思いますし、またこれに対して市長も答弁をしているという状況から見て、科すべきではないというふうに考えます。
近藤委員	一般事務に関しての議論はこの場ですべきないとは思いますが、私もあの場面見てですね、私どもは続行、続行と言ったんですけど、再三山田議員がですね、この内容については、日にちちょっと忘れちゃったけど、おそらく議長室だと思いますが、議長、副議長に確認して、これはOKだよというようなニュアンスのことを再三発言されましたので、僕も質問は続行、続行と言って、それでそのときに議長がですね、了解した内容について何も答弁もせずに、ただ一般質問を続けてくださいとかそれは違いますよという一方的な話のやりとり、ちょっと詳しくはあれですけども、やりとりで、まずですね、これ議長副議長が再三あの場で、山田議員が了解したということと言われましたので、私はその話は疑っておりませんので、やはり議長副議長が了解したということを議場で述べて何ら問題ないということを思いますし、それから私も過去に例えは違いますが、市長の政治姿勢ということで、無言電話の関係であったりですね、やはり市長公人ですから、あのときも別に市長がきちんと答弁しましたし、やはり我々議員がですね、監査する内容、話はちょっとあれですけども、一般会計とか、それから文化センター、それから補助金団体、全部監査委員になったときに監査します。それは当然、例えば文化センターの関係、シルバー人材の関係、他の団体でも当然、指導がうまくいっているかどうかというのは当然議員の仕事であって、最近やたらと一般事務に該当しないということが言われますけども、私はいかななものかと思えます。これはちょっと話がずれますけど、とにかくまず、ご本人が再三、南谷議長、それから副議長同席のもとに発言の内容を確認されて、これはOKですよということと言われましたので、そういう部分もあるので再度、ご本人に確認

して、それから懲罰の関係は皆さんに公平公正な判断をお願いします。以上です。

藤川委員

山田議員の一般質問に関しましてですが、山田議員 9 月定例会において初めてこのような話を取り上げたわけではございませんで、6 月 17 日の一般質問におきましても同様の発言をしております。そのときにも個人的質問である上にできませんというのは注意があったと記憶をしております。この関係につきまして私共自民清和会から、議長宛てに、山田議員が議員個人の名誉に関わる、山田議員の名誉に関わる問題であるとか、本当に名誉を傷つけられたと、個人的な自分の名誉を守るための質問であるというような、質問の動機が個人の名誉にあるというような発言が見受けられましたので、これは個人的質問であると言わざるを得ないということで議長にこのようなことを繰り返されることのないようにということで、事務局を通して書面で注意を促す旨の要望書を提出しておりました。その後、要望を受け止めてくださったかどうか、その書面で注意が行われたかどうかわかりませんが、行なわれていたとしたら、どのような注意を行ったのかということに関連する資料になりますので、この委員会にお示しいただきたいと思います。また、先ほど委員からご発言ございました、市長は公人であるから質問は差し支えないという話であります、まず個人的な質問であることは山田議員個人の発言からも明らかであります。動機が自身の名誉にあるというところで、また市長は答弁されているのではないかというような指摘もありましたが、市長は本来答弁すべきではない問題であるとも言っておりますし、また答弁しなかった質問もございました。そのようなこともございますので、山田議員の質問が羽島市議会会議規則の第 6 1 条に反するという判断は妥当であると考えます。また、山田議員質問中に議長に確認を取ったというような発言をされておりますが、一体いつ確認、この 9 月定例会の質問について、一体いつ確認をとったのか、9 月定例会通告書が提出されておりますが、おそらく通告書は書面で提出されておりますので、そこに書かれている内容であれば議長、副議長確認されていたと思います。ただ確認できないような、書かれていないような内容について、議長、副議長、特に議長ですね、許可を出しているのか、そのやりとりはいつ行われているのか、確認はいつ行われているのか、この辺りは確認する必要があるかと思えます。そして内容であります、私文書でのやりとり、山田議員と市長との私文書のやりとりの内容についてでも、山田議員は納得いかれてないようですけども、これが果たして市の一般事務

に値するのか、そのあたりについても、私は該当しないと思っております。そういったことから議長は再三にわたって注意をされていたと思いますが、それでも発言をやめることなく何度も繰り返しており、今回この山田議員の一般質問については、一連のこれまで述べた理由から判断しますと、懲罰に値すると、それも陳謝に値する行為であると言わざるを得ません。本来であれば彼の弁明を聞くまでもなく、山田議員の行為は会議録なり議場での動画に残っておりますので、そこは山田議員の弁明を聞くまでもなく陳謝に値するとは思いますが、皆さんが本人の弁明も聞く必要があるのではとおっしゃられるようでありますので、そこは弁明という形で聞いても私の判断は変わらないと思っておりますが、聞くことについてはやぶさかではないと申し上げます。再度、この関係についても事務局にお願いいたしますが、判断に関連するこれまでの例えば議長から何か文書で注意しているとしたら、この委員会に提出をしていただきたいと思っております。

川柳委員

一般質問のやりとりをちょっと皆さんも思い出してほしいと思うんですけど、私が不思議に思ったことは、山田議員は議長と事前にやりとりがあって許可をもらっているというようなことを繰り返してみえました。そしてまた議長は関係ない質問はやめてくださいということを繰り返してみえました。そして、そうやって繰り返している中で、市長は挙手をされて、対応に当たられてというようなお姿がありました。これで済むのかなと思ったんですけど、こうしたヒートアップしたのはいくつもあると思うんですけど、荒れた地方議会というのを傍聴で今、過去にも見てきたんですけど、退場は私初めて見たんですよ。ですから、そこで思ったのは、退場ではなくて暫時休憩でもして、冷静な場を設けるとか、クールダウンすれば良かったと思うんですけど、で思うことは、この市の安定を求めたり市の不安を感じさせない市政を目指すことは議会にとっても市長にとっても大事なことでというふうに私は思います。この懲罰委員会がここで設置されること自体が議会の品位を落として、市民を残念な思いにさせていると思うので、私はこの懲罰委員会は意味がないと思います。市民を置き去りにした委員会だと思うので、私は必要ないと思います。

原委員長

懲罰科すかどうかという判断ですけど。

川柳委員

科す以前の問題です。

原委員長	科すはないってことで。
川柳委員	いやいや、科す必要もかける必要もない。私はこの委員会に いる必要はないと思います。それが意見です。
南谷清司委員	先ほどと同じなんですけれど、発議者ですので、当然懲罰を 科すべきだと考えております。ただ今いろんな意見が出てきま して、いろいろ論点があるわけなんです、一番重要な論点 が許可を得た、許可を得てない、許可を得たのはいつの時点か、 どんな内容の許可を得たのかというところが一番重要な論点 になるのかもしれませんが、もしそうであるならば、というか そうであると思うんですけれど、やはり、山田議員ご自身の ですね、どうどういうふうにご説明をなされるのか、やはりそれ を聞いてみないことには慎重な判断、あるいは、これ戻って市 民に説明をしないとイケませんので、市民に説明ができる、そ ういう説明責任を果たすこともできませんので、私としては山 田議員の弁明の機会の付与、あるいは意見陳述の付与、別に口 頭でなくても文書でも結構ですので、それを踏まえた上で、そ こでさらに疑問があれば議長にお聞きすることになるのかも しれませんけれど、まずはそれを踏まえないことにはこれから 先の議論に参加することができないと考えています。
原委員長	以上取りまとめますと、懲罰事犯者の一身上の弁明を求める 発言に対して、山田紘治さんの説明を聞くことについて、賛成 の委員の挙手を願います。
	(挙手多数)
原委員長	挙手多数であります。よって、山田紘治さんの説明を聞くこ とに決定いたしました。以後の審査は山田紘治さんの説明の後 に行うこととし、9月26日の午後1時半の栗津さんの委員会 が終わってから開会したいと思いますので、そのように取り計 らってよろしいでしょうか。
	(異議なし)
原委員長	そのように取り計らうこととさせていただきます。 議長何か。
	(特になし)

原委員長

以上で懲罰特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

【散会＝午後0時39分】